

問い合わせ先

(EY India 駐在)

山口 哲男・松田 博司

本山 禎晃・ヴィジェイ・ラマスワミ

(EY Japan 駐在)

城市 武志

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

hiroshi.matsuda@in.ey.com

sadaaki.Motoyama@in.ey.com

Vijay1.Ramaswamy@in.ey.com

takeshi.joichi@jp.ey.com

JBS フラッシュニュース

2017 年 3 月号

1. **【税務】**3月4日、CGST 及び IGST 法案で合意
2. **【税務】**2月18日、州への税収補償法案で合意
3. **【税務】**BEPS に関する最近の OECD 改正事項
4. **【税務】**年間売上高/総収入額 5 億ルピー以下の会社は POEM 判定から除外



EY

Building a better
working world

後期予算国会が本年3月9日から始まります。それに先立ち、3月4日のGST審議会の会合でCGSTとIGST法案が合意されたので、国会へ上程される見込みです。続いて、3月16日の会合で、SGSTとUTGST法案が合意されると、物品、サービス毎の税率区分の決定も開始される予定です。本稿はこの他、国際税務のアップデートを取り上げます。

1. 3月4日、GST審議会はCGST及びIGST法案で合意

GST審議会は、2017年3月4日に行なわれた第11回会合で、法的に入念に吟味されたCGST法とIGST法の最終法案を合意しました。SGSTと連邦直轄領GST(UTGST)の2つの法案は法務レビューを受けた後、2017年3月16日に予定されているGST審議会の次の会合で合意される見込みです。

プレスリリースによれば、審議会が最終合意した法案では、5%の税率が適用される年間500万ルピー以下の売上高のレストランに複合スキーム(Composition scheme)が及ぶこととしています。

GST法の基本税率の上限は従来の28%(14% CGST + 14% SGST) から、40%(20% CGST + 20% SGST) へ引き上げられました。しかし、実効税率は昨年合意された5%、12%、18%および28%に据え置かれるものと見込まれます。

外枠引き上げの提案は審議会が将来、国会の承認を求めずに28%を超えてGST税率を引き上げることができるようにするためです。最終法案に盛り込まれた他の変更は、法案がパブリックドメインに公表された後に知られることでしょう。

政府はCGSTとIGST法案を2017年3月9日から始まる後期予算国会に上程する計画です。SGST法は各州議会で議決される必要があります。

SGSTとUTGST法はGST審議会で一旦承認されると、GSTの当局者は5%、12%、18%および28%の4段階の基本税率に物品およびサービスの分類を開始します。

GST審議会での2つの法案が承認されたことを受けて、政府は2017年7月1日のGST導入へ向けて大きく前進したことを示しました。

2. 2月18日、GST審議会は州への税収補償法案で合意

GSTは目下のところ2017年7月1日導入が観測されています。2017年2月18日に開催された第10回GST審議会において、GST導入に伴い収入減が生じる州を補償するための法案で合意しました。

しかしながら、その他3つの法案(CGST法、SGST法、IGST法)に関しては、2017年3月4日、5日に開催予定の次回GST審議会にびて、最終審議および承認が見込まれています。

財務大臣は、各基本税率への物品・サービスの分類を承認することがGST審議会の重要な役割のひとつとして求められると述べています。

CGST法およびIGST法がGST審議会で承認されれば、2017年3月9日から開催される後期予算国会で議会で提示される可能性が高いものと考えられます。CGST法、IGST法および補償法案が議会通过するのは別に、SGST法は各州議会の承認が必要となります。

予算国会での法案通過は政府にとって2017年7月1日GST導入を死守するためにきわめて重要です。次回GST審議会でのGST法案の最終化は産業界に確実性をもたらし、ビジネスプロセスを確定するうえで有用となることでしょう。

各種物品・サービスに対する適用税率の早期明確化は、GSTの観点からビジネスを適応させていくうえで必須の要素です。

政府は産業界にGST導入を働きかける広範なプログラムを2017年4月1日から展開予定です。

[Please click here to access the alert.](#)

3. BEPS に関する最近の OECD 改正事項

2016年12月に開始されたピアレビュー及びモニタリングプロセスの一環として、OECDはBEPS行動14(紛争解決メカニズムの有効性向上)の実施に関する情報を収集しているとの声明を2017年1月30日に発表しました。特に、オーストリア、フランス、ドイツ、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ及びスウェーデンに関して、2月27日までに電子アンケートを通じて、納税者から意見を求めています。

2017年2月1日、OECDはBEPS行動5(有害な税制慣行への対応)や行動13(国別報告書)に関するピアレビュー文書を公表しました。

ピアレビューの目的は、ミニマムスタンダードとして合意されたBEPS行動の効果的な実施を確保するものです。ピアレビュー文書はミニマムスタンダードに関する評価規準やピアレビュープロセスの評価方法からなる合意された委任事項(調査事項)を含みます。

[Please click here to access the alert.](#)

4. 年間売上高/総収入額5億ルピー以下の会社はPOEM判定から除外

インド所得税法における外国法人の居住性判定のテストは2015年に改訂され、外国法人の実質的管理地(Place of Effective Management (POEM))の考え方が導入されました。

これに続き、直接税中央委員会(CBDT)は2017年1月24日に通達6号を発行し、外国法人のインドにおけるPOEM判定のガイドラインを公表しました。

ガイドラインとともに、CBDTは当該ガイドラインの発行をアナウンスするプレスリリースも同日付で発行しました。プレスリリースではさらにガイドラインは年間売上高/総収入額5億ルピー以下の会社には適用しないことが明記されました。

しかしながら、プレスリリースで小規模会社に対しては免除がうたわれたものの、その執行面に関しては税法上も通達上も明確にはされていませんでした。

このため、CBDTは2017年2月23日に通達8号を発行し、年間売上高もしくは総収入額5億ルピー以下の会社については、所得税法上、居住性判定テストとしてのPOEMは適用しないことを明確化しました。

コメント

2016年10-12月のGDP成長率は市場の予想を上回り、3四半期連続で7%台を維持しました。高額紙幣無効化による混乱は予測よりも早く終息へと向かいつつあるといえるかもしれませんが、間もなくやってくるGST導入による混乱は、比較的長く続くことが懸念されています。混乱から早く抜け出し、GST導入による恩恵にあずかるために、GST動向を注視し続け、準備を怠らないことが肝要です。私どもも引き続き、GSTアップデートを提供して参ります。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。